

# 北条氏照の発給文書をめぐつて

黒田基樹

## はじめに

一九八七年に刊行された『福生市史資料編 中世・寺社』には、翌年発行の補遺を含めて、二五七点の北条氏照の発給文書が収録されている。これは、現在我々が利用しうる史料集のなかで氏照の発給文書を最も多く収めたものであり、北条氏研究における主要史料集の一冊となっている。しかしながら、同書発刊後すでに四年以上が経ち、その後における史料発掘、研究の進展によつていくつかの点が明らかになっており、また、同書未収録の氏照発給文書の存在もいくつか確認されている。ここでは、同書を充分に利用させていただいた者の一人として、氏照研究に少しでも寄与すべく、同書収録文書について若干の指摘をするとともに、同書未収録文書について簡単な紹介を行なった

い。

## 一

『福生市史資料編』に収録されている氏照の発給文書のうち、ここでは、発給者の比定、史料の原本・写本の別、年月日・宛所の記載、印判の別という点について、その後の研究成果等に基づき、若干指摘しておきたい。なお、以下において示した文書番号は、断わりのない限り、いずれも同書におけるものである。

同書には二五七点の氏照の発給文書が収録されているが、既に浅倉直美氏によって指摘されているように、このうち、<sup>(1)</sup> 133号と195号、459号と485号、462号と488号は重複して収録されているものである。さらに、403号と404号についても、若干の文言の異同はみられるものの、同一文書とみなされる。

また、216・242・382・387・442・470号は、それぞれ以下の理由により、氏照の発給文書ではなく、他者の発給文書と認められるものである。

216号は、既に長塚孝氏によって指摘されてもいる<sup>(2)</sup>が、下総関宿に対し領域支配権行使していることから、北条家朱印状写とみなされる。

242号は、その朱印影は明らかに北条氏勝のものであるので、北条氏勝朱印状写である。

382号は、「三田文書」に原本があるとして収録されているが、同家にはみあたらない。本文書は、「武州文書」に写が収められており、それによると、その朱印影は北条氏当主の虎朱印である。387号と442号は、同一所蔵にかかり、そこにみられる花押形も同一のものである。両文書とも「氏照」の署名がみられるものの、その花押形は北条氏照のものではないので、両文書の発給者は別人で、その人物は不明である。

476号は、時期・宛所・内容からみて、その奉者「松田」は小田原衆の松田憲秀に比定されるので、本文書は北条家朱印状写とみなされる。ちなみに、氏照家臣の松田氏の初見は天正九年の254・255号まで待たねばならない。

以上により、133・404・485・488号の四点は重出文書として、216・242・382・387・442・470号の六点は他者の発給文書として、いずれもその総点数から除かれるものとなる。この他、既

に浅倉氏の指摘もあるように、110・113・280号の三点は、当時の氏照発給文書としては充分な検討が必要とされるものであり、現時点においては、その総点数から除いておくのが妥当であろう。従って、同書に収録されている氏照の発給文書は、實際には二四四点となる。

その二四四点のうち、同書では写本より採録しているが、原本もしくは東京大学史料編纂所架蔵影写本（以下、単に影写本とする）が存在しているものを次に挙げる。

123号は、「斎藤文書」に原本があるとして収録されているが、現在、同文書は影写本しか知られておらず、その「斎藤文書」は、本来斎藤真指氏所蔵の写の影写本であるから、その出典は写である。本文書の原本は高瀬慎悟氏に所蔵されている。なお、「青木文書」（影写本）から採録されている396号も、現在、同氏に所蔵されている。

187号は、「忍の行田」から採録し、写として扱われているが、同書には原本の写真版が「吉羽文書」として掲載されているので、原本扱いとすべきであろう。現在、原本が確認されず、「忍の行田」掲載の写真版のみに基づくという状況から、その出典は「忍の行田」所収吉羽文書」となろう。

195号は、既に浅倉氏の指摘もあるが、「高橋義彦氏所蔵文書」（影写本）に収められている。<sup>(3)</sup>

200号は、原本が落合晋氏に所蔵されている。

224号は、「木村定三氏所蔵文書」（影写本）に収められて  
いる。

370号は、原本が仙台市博物館所蔵の「伊達文書」のなか  
にみられる。

390号は、原本が間宮邦一氏に所蔵されている。

422号は、京都大学文学部博物館古文書室架蔵影写本「古  
文書纂」の三十冊目に「堀部功太郎氏所蔵文書」としてみ  
られる。従って、その出典は「古文書纂三十所収堀部功太  
郎氏所蔵豊前文書」となる。

これらとは逆に、同書では原本として収録しているが、  
実際には原本もしくは影写本は存在せず、現在は、写本に  
よって知りうるものを次に挙げる。

178号は、先の123号について述べた際に触れたように、  
「斎藤文書」は斎藤真指氏所蔵の写の影写本であるから、  
その出典自体が写である。

204号は、「会田文書」（影写本）のなかにはみられず、現  
時点では「下総旧事三」所収の写から採録されるべきであ  
ろう。

210号は、「沢田文書」における本文書自体が写である。

次に、年月日・宛所の記載について触れておきたい。

123号は、同書では「戌卯月十日」付、「いつ原原嶋右京  
亮殿」宛となっているが、高瀬慎悟氏所蔵の原本、「斎藤  
文書」所収の写のいざれにおいても、「戌卯月十四日付」、

「いつ原原嶋右京亮殿・同百姓中」宛となっている。  
165号は、同書では「十二月九日」付となっているが、正  
しくは「十二月十九日」付である。

200号は、同書では「小田原編年録付録六」から採録し、

そのため干支は「甲戌」とされているが、落合晋氏所蔵の  
原本、また、同書以前に本文書を収録する『新編武州古文  
書上巻』（三六四頁）が出典とした「新編武藏国風土記  
稿」所収の写のいずれにおいても、干支は「申」とのみあ  
る。そして、その朱印判影については同書は何も記してい  
ないが、いずれにおいても、その朱印判影は「朱印A」で  
ある。従って、本文書は甲戌<sup>(4)</sup>天正二年のものではなく、  
申<sup>II</sup>永禄三年のものである。

457号は、「安得虎子十」より採録されているため月日の  
記載はみられない。しかし、より良質の写が収められている  
「佐野家蔵文書」には、「六月廿日」という月日の記載、  
「用心専要候」という追而書の最終行の記載がみられる。

最後に、印判の別について触れておきたい。

182号は、同書では「朱印A」とされているが、その朱印  
判影は明らかに「朱印B」である。なお、これにより、本  
文書が、現在のところ「朱印B」の初見に位置付けられる。

200号については先に触れたので、ここでは省略する。

316号は、その出典を「佐野文書」としているが、正確に  
は「佐野家蔵文書」である。そこでは、朱印判影は虎朱印

となつてゐるが、これは写本作製の際ににおける写し間違いであろう。同じく、小田野氏宛文書を収める写本「集古文書ア」においては、本文書の朱印影は「朱印A」とされてゐる。これにより、本文書は西暦天正十三年のものではなく、西暦永禄四年のものである。

この他、同書において写本より採録されているもののうち、より良質の写本の存在が確認され、それにより、文言の誤脱、不明であった花押形、文書の形状等が明らかになつたものも多いが、ここでは省略させていただく。(5)

## 二

ここでは、同書未収録の氏照の発給文書について、簡単に紹介しておきたい。先ず、その文書目録を次に掲げることにしたい。なお、「刊本」欄に「戦」とあるのは、杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』(東京堂出版刊)における所収文書番号を示す。また、それらの文書については、以下、①というよう示すことにしたい。

文書目録に示した如く、あくまでも管見の限りではあるが、二十一点を確認しうる。これにより、氏照の発給文書の総点数は、現時点で二六五点が確認されることとなる。これらのうち、①②④~⑪⑯⑰~⑳の十四点は、「刊本」欄に示したように、既に全文が各々に掲載されているので、そちらを御参照いただきたい。そのうち、⑤は『戦国遺

文 後北条氏編』においては「御書集十」より採録されてゐるが、東京大学史料編纂所所蔵「上杉文書八」(6)に、より良質の写が収められており、前者における文章の脱落等が明らかになつたので、次にその全文を掲げておきたい。なお、欠損部分については前者によつて補つた。

就御一和之義、以天用院(被申送處、速輝虎)御誓詞持、被付御身血被差越候、(目出珍重存候)因茲氏康父子誓詞血判御所望之(由候)廣泰寺(家清)并進藤方於眼前如御作意染身血(被進置候)如此之上者、早速至于信州御出張專肝存候、(儀之由被)申越候間、進置候處、此度可染身血旨、今度御□条任御作意、廣泰寺・進藤方於眼前付身血進入候、向後者弥越・相御入魂之段、馳走可申外無他事候、此趣可預御取成候、恐々謹言、

(永禄十二年)  
六月九日  
(豊守) 氏照 (花押)  
山吉孫次郎殿

また、⑯⑳は、これまで氏照の発給文書としては扱われていなかつたので、その理由を簡単に述べておくと、先ず、いずれも宛所・内容等から北条氏一族の発給文書とみられ、そして、⑯は既に山口博氏によつて指摘されてゐるが、その花押形が氏照のものに類似していることにより、⑳は、その奉者「月斎」が、無年号初春七日付月輪院宛月斎吟領

書状写（「寺院証文」）『埼玉県史研究』二六号六三頁）の存在から、474号の奉者「吟領」と同一人とみなされることにより、いざれもその発給者は氏照に比定されよう。

この他のものでは、(14)(15)(17)は、それぞれ「片倉代々記

一」(14)・「同二」(15)・「同三」(18)所収の写が、既に

『白石市史』4(四一、四七、七七頁)に掲載されており、また、原本としても、今年刊行予定の『北区史研究』

一号及び『戦国遺文 後北条氏編 第四卷』に掲載される予定であるという。さらに、前者には③(12)が、後者には⑫(13)

がともに掲載される予定という。本来ならば、それらについてはその全文を掲げるべきであろうが、紙数の都合により、ここで紹介は省略させていただきたい。残る(21)の一点のみ、次にその全文を掲げる。  
(折紙)  
加勢衆鉄炮

一丁 石原主膳

二丁 鳴村

二丁 由木

一丁 車丹波衆

一丁 大石四郎右衛門衆

一丁 同左近衆

二丁 大藤手組之内

以上十丁

一、右衛門佐殿御手前、敵之取寄近來候、今夜為加勢遣  
(北条氏光)

候、申端可被仰所、加治左衛門ニ指添可遣事、  
一、玉薬二百放可指添候、□□可渡事、加治□□

一、加治左衛門為物主指越候、彼者如申可走候、少も油  
断不可致、虎口可走事、

右之条々、猶仰所、直ニ可被申付候、

廿日 氏照(花押)

大石四郎右衛門尉殿

大石左近丞殿

本文書は、氏照が家臣の両大石氏に対し、北条氏光への加勢として鉄砲衆を遣わすにあたり、三ヶ条にわたって指示を与えたものである。本文書の年代は不明だが、その花押形から天正八~十年頃のものと思われる。

おわりに

以上、非常に簡単ながらも、氏照の発給文書若干について述べてきた。本来ならば、より詳細に、また他の多くの点についても触れる必要があるが、紙数の都合により、甚だ簡略なものとなってしまったことを御断わりするとともに、御寛宥を得られれば幸いである。また、以上において述べてきた諸点も、諸先学の成果に多くを拠り、私はそれらをまとめたにすぎないが、同書を利用される多くの方々の一助ともなりえれば幸いである。その際、滝川恒昭・山

口博氏には種々御教示を得た。記して謝意を表す。

(くろだ・もとき 駒沢大学大学院博士課程 所沢市在住)

理、架蔵しているが、ここでは原題の「上杉文書」をそのまま史料名として用いる。

(7) 山口博「小田原の北条氏文書」(『小田原市郷土文化館研究報告』二七号、一九九〇年)。

注

(1) 浅倉直美『二五四点の北条氏照発給文書をめぐって――『福生市史資料編』中世編所収文書の整理』(『みづくらいど』九号、一九八九年)。

(2) 長塚孝「後北条氏と下総関宿―支城制形成の一過程―」(中世房総史研究会編『中世房総の権力と社会』所収、高科書店、一九九一年)。

(3) 佐々木藏之助「落合家文書について―北条氏照印判状のこと―」(元八王子歴史研究会『一周年のあゆみ』所収、一九九〇年)。なお、同稿については、加藤哲氏の御教示を得た。記して謝意を表す。

(4) この点は、既に前注佐々木論文においても指摘されている。

(5) なお、同書には、氏照の受給文書、同家の発給文書も網羅的に収録されている。参考までに、それらについて、以上の諸点に關わって述べておく。

173号は、原本が仙台市博物館「片倉文書」にみられる。この「片倉文書」については立花京子氏の御教示を得た。記して謝意を表す。

(6) なお、同所では本史料を「伊佐早謙採集文書」として整

(追記) 脱稿後、次の文書が「甲州信州武州古文書四」に収められて、いるのを知った。北条氏照朱印状写であろう。

寺領之事、如前々寄進申候、就中塩船寺・青梅両寺之門内不入定置候者也、仍如件、

永禄九年

六月廿日

〔民直御印〕  
金対寺剛

